

平成29年5月10日

各 位

会社名 山崎製パン株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯島 延浩
(コード番号2212 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 吉田 輝久
(TEL. 03-3864-3110)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社のデイリーヤマザキのコンビニエンスストア事業において、店舗で消費者に販売する食料品（弁当・麺類等）等のプライベートブランド商品の製造委託先の下請事業者に対して、下請代金から「ベンダー協賛金」、「箸・フォーク代」、「販売奨励金」等、「登録写真代」、「販促協力金」及び「オープン販促費」を差し引いていた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。

本件に関して当社は下請事業者に対し、下請代金の額から減額した金額（総額約4,622万円）について、その全額を平成29年4月21日に支払っております。なお、本件が当社の業績に及ぼす影響は軽微であります。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止めて、勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上